

「持続可能な木材関連産業」の実現のために

立木購入から始める分収造林のおすすめ

◆ 国有林の立木購入と分収造林をおすすめします！

我が国の木材を原料とする産業、すなわち木材加工業、木質バイオマス関連産業、製紙業など（以下「木材関連産業」と総称します。）のうち、特に大規模工場中心の企業は、かつては外材に依存した原料調達戦略が主流でした。しかし国内森林資源の成熟、針葉樹合板における技術革新、再生可能エネルギー及び合法性証明への政策誘導などにより、大口需要者を含め、国産材へのシフトが決定的となっています。国産材の供給量は、その生長量に照らして統計上はまだ余裕がありますが、実際に伐採可能な箇所の資源量は地形や搬出条件などから限界があり、また需要者の立地によっては需給が逼迫する地域も生じ始めています。こうしたことから、現在のように全ての木材関連産業の企業が好条件の立木物件や十分な量の原料丸太(チップ)を、将来にわたって持続的に調達できるかどうかは、必ずしも明らかではありません。

国有林の立木販売物件のうち、皆伐の物件を伐採後の分収造林契約を前提として購入することは、現在の原料確保とともに、将来の原料確保や雇用の安定にも役立ち、御社の経営の安定、持続性の向上に貢献することができます！

◆ 国有林における分収造林の特徴

- ✓ 土地の賃貸料がかかりません。
- ✓ 土地の権利関係、境界が明確です。
- ✓ 間伐を行う立木及び伐期(契約末期)に達した立木の販売は、原則として国が一般競争入札により行いますが、分収造林に限り、希望により、契約者が随意契約により購入することができるため、将来の自社工場の原料確保に最適です。
- ✓ 植栽する樹種は、造林を行う契約者が選ぶことができるので、自社工場の原料確保のための契約であれば、ニーズに合った樹種を選択することが可能です。
- ✓ 伐期は地域森林計画の標準伐期齢(スギ 45 年、マツ、カラマツ 40 年、広葉樹 30 年など)以上 80 年未満で自由に設定することが可能です。
- ✓ 分収割合は原則として「国 3、契約者 7」となります。

◆ 国有林分収造林のメリット

一定の要件を満たせば、造林に対する補助金を受けることができます(詳細は東青地域県民局林業振興課へお問い合わせ下さい)。

分収造林は不動産取得税・固定資産税の対象外です。

主伐時期を待たず、列状間伐により中期的な原料確保を図ることができます。

◆ 分収造林のために国有林の皆伐立木物件を購入するメリット

既に伐期に達し、皆伐のために公売に付される立木販売の箇所を落札し、その箇所を分収造林契約の対象地とすると、以下のようなメリットがあります。

- ✓ 既に伐期に達した・近く伐期に達する皆伐の箇所で分収造林が設定可能な箇所は豊富にあるので、年度ごとに戦略的に落札、契約の計画を立てることが可能です。
- ✓ 立木販売の落札により、直近の原料を確保したうえで、原料ニーズや造林のための雇用などを考慮の上、搬出期限の間の都合がよい時点で伐採、造林を行うことができます。
- ✓ 皆伐前の立木を確認し、成長や材質の良否、病虫獣害の有無などを知ること、将来の収穫のための情報が得られます。
- ✓ 皆伐を行う際に、自ら地拵え、植付の手間が省けるような伐採、搬出方法により造林経費を削減することができ、伐採から植付までの一貫作業を取り入れることにより、さらに低コストで造林することができます。
- ✓ 毎年一定量の立木販売物件を確保することで雇用の安定化が可能になるほか、次年度以降の造林予定箇所のための苗木の予約調達が可能となり、安定した品質の苗木を確実に確保することができます。

◆ こんな使い方もあります！

- ✓ 伐採、搬出、一貫作業システムなどの研修やトレーニングのフィールドとして活用する。
- ✓ CSRの一環として、植樹や育林のイベントを開催する。
- ✓ 近隣の民有林を含めて立木を取得し、造林も請け負うことにより、より効率的な集約化を図る。
- ✓ 中間土場を民有地又は国有地に確保したうえで、近隣の同じ流域に複数の箇所を確保し、トラクターを想定した運送計画を実現する。

立木購入の段階で森林保険に加入し、森林火災、気象災害などのリスクに対して立木、造林への投資資金を保護することで、財産価値、担保価値をより確かなものにすることをおすすめします。

お問い合わせ先

青森森林管理署 担当：関、宮本、小枝

電話：017-781-0131